

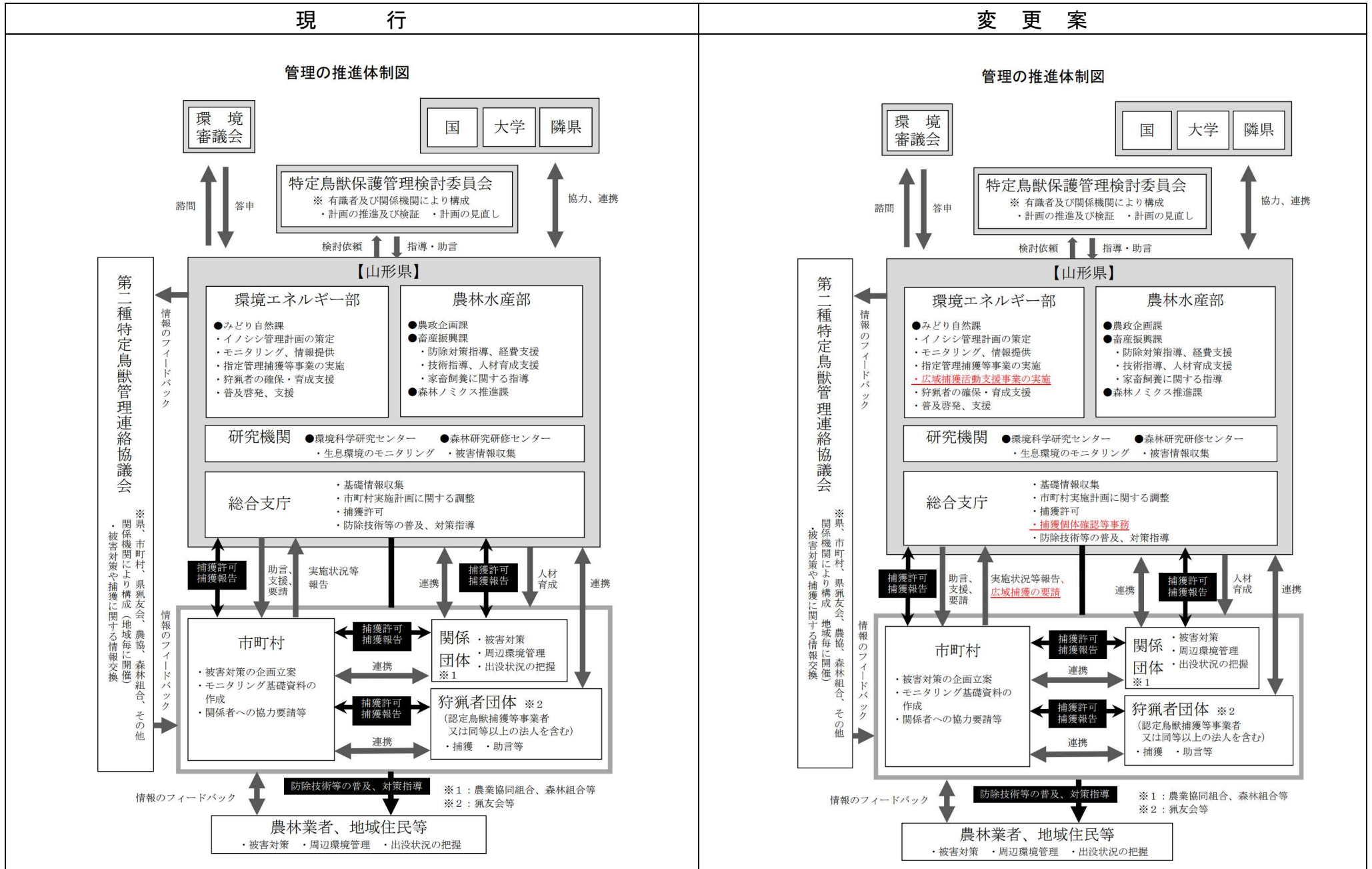
第2期山形県イノシシ管理計画（変更案） 新旧対照表

現 行	変 更 案
<p>1～6 (略)</p> <p>7 具体的な管理方式                      (1)～(3) (略)                      (4) 捕獲対策                      ア～エ (略)</p> <p><u>オ～カ</u> (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>8 モニタリング調査及び目標の管理                      イノシシは繁殖力が高いうえ、警戒心が強く、広範囲に移動する場合があります、生態的に生息頭数や生息動向の把握が困難な獣類である。本計画の推進状況を確認するとともに、本県におけるイノシシの推定生息頭数や生息域等の概況を把握するため、次の表に示すモニタリングを長期的に実施するものとする。                      県は、モニタリングで得られた情報をもとに、毎年度、<u>特定鳥獣保護管理検討委員会</u>において目標の達成状況等、計画の評価・検討を行い、計画の見直しを検討していく。</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 具体的な管理方式                      (1)～(3) (略)                      (4) 捕獲対策                      ア～エ (略)</p> <p><u>オ 広域捕獲活動支援事業の実施</u>  <u>イノシシは市町村の境界をまたいで広域的に分布又は移動する場合がありますため、単独の市町村による被害防止対策のみでは農作物被害を十分に防止できない場合がある。そのため、県は市町村からの要請を踏まえて、本計画の目標を達成するために必要と判断した場合、速やかにイノシシの生息状況や生息環境等に係る調査を実施し、農作物被害の防止を目的とした広域的な捕獲活動を行うものとする。</u></p> <p><u>カ～キ</u> (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>8 モニタリング調査及び目標の管理                      イノシシは繁殖力が高いうえ、警戒心が強く、広範囲に移動する場合があります、生態的に生息頭数や生息動向の把握が困難な獣類である。本計画の推進状況を確認するとともに、本県におけるイノシシの推定生息頭数や生息域等の概況を把握するため、次の表に示すモニタリングを長期的に実施するものとする。                      県は、モニタリングで得られた情報をもとに、毎年度、<u>特定鳥獣保護管理検討委員会</u>において目標の達成状況等、計画の評価・検討を行い、計画の見直しを検討していく。</p>

第2期山形県イノシシ管理計画（変更案） 新旧対照表

現 行				変 更 案			
モニタリングの内容及び方法				モニタリングの内容及び方法			
調査項目		調査内容	調査方法（分担）	調査項目		調査内容	調査方法（分担）
生息状況	生息動向	生息頭数が少ない生息地におけるイノシシの侵入動向と密度変化	自動撮影カメラを用いた生息動向調査(県みどり自然課(山形大学に委託))	生息動向	生息頭数が少ない生息地におけるイノシシの侵入動向と密度変化	自動撮影カメラを用いた生息動向調査(県みどり自然課(山形大学に委託))	
	状況変化	目撃や被害の発生等変化把握のためのスクリーニング	市町村アンケート(県みどり自然課(山形大学に分析委託))	状況変化	目撃や被害の発生等変化把握のためのスクリーニング	市町村アンケート(県みどり自然課(山形大学に分析委託))	
	指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域の生息状況	事業実施箇所における事業実施前後における状況変化	指定管理鳥獣捕獲等事業モニタリング(県みどり自然課(委託))	指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域の生息状況	事業実施箇所における事業実施前後における状況変化	指定管理鳥獣捕獲等事業モニタリング(県みどり自然課(委託))	
被害状況	農林被害	被害の品目、面積、被害量、金額、その他	農林業に係る被害状況調査(市町村、県総合支庁農業振興課及び森林整備課、みどり自然課及び森林ノミクス推進課)	被害状況	農林被害	被害の品目、面積、被害量、金額、その他	農林業に係る被害状況調査(市町村、県総合支庁農業振興課及び森林整備課、みどり自然課及び森林ノミクス推進課)
	その他被害	発生した日時・場所、被害の内容、その他	市町村、県警察本部等からの情報提供(随時)		その他被害	発生した日時・場所、被害の内容、その他	市町村、県警察本部等からの情報提供(随時)
捕獲情報	捕獲個体	捕獲日時・捕獲方法・場所、性別、年齢、体重、体長、その他	捕獲実施者の協力により収集(県総合支庁環境課、県みどり自然課)	捕獲情報	捕獲個体	捕獲日時・捕獲方法・場所、性別、年齢、体重、体長、その他	捕獲実施者の協力により収集(県総合支庁環境課、県みどり自然課)
	捕獲頭数	個体数調整による捕獲頭数 ----- 有害鳥獣捕獲許可による捕獲頭数	有害鳥獣捕獲許可、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲頭数の報告(市町村、指定管理鳥獣捕獲等事業委託先法人)		捕獲頭数	個体数調整による捕獲頭数 ----- 有害鳥獣捕獲許可による捕獲頭数	有害鳥獣捕獲許可、指定管理鳥獣捕獲等事業、 <b>広域捕獲活動支援事業</b> による捕獲頭数の報告(市町村、指定管理鳥獣捕獲等事業委託先法人、 <b>広域捕獲活動支援事業委託先法人</b> )

第2期山形県イノシシ管理計画（変更案） 新旧対照表



第2期山形県イノシシ管理計画（変更案） 新旧対照表

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>山形県イノシシ管理計画 用語の解説</b></p> <p style="text-align: right;">令和3年3月</p> <p>(2～11 ページ) (略)</p> <p>(12 ページ)</p> <p>「鳥獣被害防止総合対策交付金」(通称：鳥獣交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条に基づき市町村が、または隣接する複数の市町村と共同で作成した被害防止計画に記載された有害捕獲や被害防除、生息環境管理等の被害防止対策の実施に必要な経費を支援するために設けられた、農林水産省所管の交付金。</li> </ul> <p>「県による補助制度」 (略)</p> <p>「森林の下層植生」 (略)</p> <p>「農地や集落内に放置されている廃果」 (略)</p> <p>(13 ページ) (略)</p> <p>(14 ページ)</p> <p>「認定鳥獣捕獲等事業者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理法第18条の2に基づき、鳥獣の捕獲等を実施する体制、技能、知識などが一定の基準に適合していることについて知事の認定を受けた法人のこと。法人の種類は問わないものとされ、株式会社や特定非営利活動法人であっても構わない。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p>(15～18 ページ) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>山形県イノシシ管理計画 用語の解説</b></p> <p style="text-align: right;">令和3年3月 <u>一部変更 令和4年6月</u></p> <p>(2～11 ページ) (略)</p> <p>(12 ページ)</p> <p>「鳥獣被害防止総合対策交付金」(通称：鳥獣交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条に基づき市町村が<u>単独で、又は</u>隣接する複数の市町村と共同で作成する被害防止計画に<u>基づく</u>有害捕獲や被害防除、生息環境管理等の被害防止対策の実施に必要な経費を<u>支援するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を支援するために</u>設けられた、農林水産省所管の交付金。</li> </ul> <p>「県による補助制度」 (略)</p> <p>「森林の下層植生」 (略)</p> <p>「農地や集落内に放置されている廃果」 (略)</p> <p>(13 ページ) (略)</p> <p>(14 ページ)</p> <p>「認定鳥獣捕獲等事業者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理法第18条の2に基づき、鳥獣の捕獲等を実施する体制、技能、知識などが一定の基準に適合していることについて知事の認定を受けた法人のこと。法人の種類は問わないものとされ、株式会社や特定非営利活動法人であっても構わない。</li> </ul> <p><u>「広域捕獲活動支援事業」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>令和3年6月に改正された鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第7条の2に基づき、市町村からの要請を踏まえ、知事又は環境大臣が被害の原因となっている鳥獣の生息状況や生息環境等について必要な調査を実施した上で、被害の防止を目的とする個体数調整のために行う捕獲事業。この捕獲においては、鳥獣保護管理法第9条の許可が必要である。</u></li> </ul> <p>(15～18 ページ) (略)</p>